

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第2号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年佐賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号。以下「法」という。)の施行に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の支援給付の決定及び実施に関する事務は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保健福祉事務所に委任する。</p>	<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号。以下「法」という。)の施行に関し、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、<u>第30条、第31条、第33条</u>から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の支援給付の決定及び実施に関する事務<u>又は第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条から第28条まで、第62条第3項及び第4項、第63条、第77条第2項、第78条</u></p>

改正前	改正後
<p>(1)～(5) 略 (備付書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(支援給付決定の通知等)</p> <p>第6条 保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項の書面は、支援給付決定通知書(様式第19号)又は支援給付申請却下通知書(様式第20号)によるものとする。</p> <p>2 保護法第26条第1項の書面は、支援給付廃止・停止決定通知書(様式第21号)によるものとする。</p> <p>(調査の依頼)</p>	<p><u>の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の配偶者支援金の決定及び実施に関する事務は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保健福祉事務所に委任する。</u></p> <p>(1)～(5) 略 (備付書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項(前項第5号及び第6号を除く。)の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)について準用する。</u></p> <p>(支援給付決定の通知等)</p> <p>第6条 <u>支援給付の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)及び第25条第2項の書面は、支援給付決定通知書(様式第19号)又は支援給付申請却下通知書(様式第20号)によるものとする。</u></p> <p>2 <u>支援給付の支給に関する決定を行った場合における保護法第26条第1項の書面は、支援給付廃止・停止決定通知書(様式第21号)によるものとする。</u></p> <p>3 <u>配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項の書面は、配偶者支援金決定通知書(様式第21号の2)又は配偶者支援金申請却下通知書(様式第21号の3)によるものとする。</u></p> <p>4 <u>配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第26条第1項の書面は、配偶者支援金廃止・停止決定通知書(様式第21号の4)によるものとする。</u></p> <p>(調査の依頼)</p>

改正前	改正後
<p>第8条 保健福祉事務所長は、保護法第29条第1項の規定により、官公署に資料の提供等を求めるときは、調査依頼書（様式第25号）を送付しなければならない。</p> <p>（支援給付金品の交付方法等）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第8条 保健福祉事務所長は、保護法第29条第1項の規定により、官公署に資料の提供等を求めるときは、調査依頼書（様式第25号又は様式第25号の2）を送付しなければならない。</p> <p>（支援給付金品又は配偶者支援金の交付方法等）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、受給者について準用する。この場合において、前2項中「支援給付金品」とあるのは「配偶者支援金」と、「交付」とあるのは「支給」と、第1項中「支援給付決定通知書」とあるのは「配偶者支援金決定通知書」と、前項中「様式第28号」とあるのは「様式第28号の2」と読み替えるものとする。</p>

様式第12号から様式第15号まで及び様式第18号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第19号（第6条関係）</p> <p>（新規）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したので通知します。</p> <p>略</p> </div> <p>略</p> <p>（移行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>第 号</p> </div>	<p>様式第19号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したので通知します。</p> <p>略</p> </div> <p>略</p>

改正前

改正後

年 月 日

様

保健福祉事務所長

印

支援給付決定通知書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）が平成20年4月1日に施行されたことにより、生活保護から支援給付に移行したことを、下記のとおり決定したので通知します。

記

ア 種類	生活支援給付	住宅支援給付	医療支援給付	介護支援給付	() 支援給付	計
イ 程度	円	円	円	円	円	円

1 支援給付の種類及び程度

ウ 介護支援給付自己負担額 円(事業者名)
 円(事業者名)
 円(事業者名)

エ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

ア () 支援給付中の 費は() 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

(備考)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対

改正前	改正後
<p>し審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。</p>	
<p>(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。</p>	
<p>様式第20号（第6条関係）</p>	<p>様式第20号（第6条関係）</p>
<p>略</p> <p>年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないので却下します。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないので却下します。</p> <p>略</p>
<p>様式第21号（第6条関係）</p>	<p>様式第21号（第6条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり^{廃止}_{停止}と決定したので通知します。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり^{廃止}_{停止}と決定したので通知します。</p> <p>略</p>

様式第21号の次に次の3様式を加える。

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長



配偶者支援金決定通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 配偶者支援金の開始時期 年 月
- 2 配偶者支援金の決定額 円
- 3 配偶者支援金を決定した理由
- 4 配偶者支援金の支給日及び支給場所

（備考）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 支援給付金を受取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長



配偶者支援金申請却下通知書

月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- 2 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

却下の理由

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長



配偶者支援金 ^{廃止} _{停止} 決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を下記のとおり ^{廃止} _{停止} と決定したので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期 年 月 日
- 3 理由

(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- 2 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第22号（第7条関係）</p> <p>略 （注意） 1 略 2 この検診命令は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。 3・4 略</p>	<p>様式第22号（第7条関係）</p> <p>略 （注意） 1 略 2 この検診命令は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。 3・4 略</p>
<p>様式第25号（第8条関係）</p> <p>略 支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。 なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。 略 （参考） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> 略</p>	<p>様式第25号（第8条関係）</p> <p>略 支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。 なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。 略 （参考） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> 略</p>

様式第25号の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長



調査依頼書

配偶者支援金の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

1 調査を要する者

住所

氏名

2 調査事項

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第14条 略

2・3 略

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5～8 略

第15条 略

2 略

3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

生活保護法

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない、ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

(1)～(3) 略

(4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

(5) 略

2～10 略

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であったものにあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第26号から様式第27号までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第28号の次に次の1様式を加える。

様式第28号の2（第11条関係）

地区（町）		月分配偶者支援金支給明細書		（金 円也 外 名渡）		
被支援者番号	被支援世帯氏名	配偶者支援金	支給月日	受領印	摘要	
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			
		円	月 日			

(佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正)

第2条 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和32年佐賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(徴収月額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>の規定による支援給付を受けているときは、当該措置入院者に係る入院費は徴収しない。</p> <p>様式(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>注 1~3 略</p> <p>4 生活保護法の規定による保護を受けている者にあつては、所轄市町長又は県の福祉事務所長若しくは市の福祉事務所長の保護を受けている旨の証明書を添付すること。</p>	<p>(徴収月額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u>の規定による支援給付を受けているときは、当該措置入院者に係る入院費は徴収しない。</p> <p>様式(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>注 1~3 略</p> <p>4 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者にあつては、所轄市町長又は県の福祉事務所長若しくは市の福祉事務所長の保護又は支援給付を受けている旨の証明書を添付すること。</p>

(佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 佐賀県営住宅条例施行規則(平成9年佐賀県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(同居親族要件を適用しない入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(同居親族要件を適用しない入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則及び佐賀県精神障害

者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の改正をして使用することができる。